

社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員（会長を除く。）については、報酬を支給しないこととし、理事会、監事監査、研修への出席、その他法人業務を行う場合（以下「会議等」という。）に、別表第1のとおり費用を弁償する。ただし、同一日に二以上の会議等に出席した場合においても、一の会議等に出席したものとみなす。
- (3) 会長である非常勤役員に報酬を支払う場合にあっては、その額は、別表第2のとおりとする。

2 交通費の実費が別表第1の費用弁償の額を超える場合には、協議会旅費規程の例により旅費を支払うことができる。この場合、別表第1の費用弁償は行わないものとする。

3 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に、退職手当を支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 賞与については、別表第4に定める額

(3) 退職手当については、別表第5の定めにより算定した額

(4) 通勤手当については、協議会職員給与規程第21条の規定に準ずる額

2 常勤役員が職務のため出張したときは、協議会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、協議会職員給与規程第5条の規定に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2箇月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

4 月の途中で常勤役員に就任又は常勤役員を退任したときは、役員報酬月額 は日割計算により支給する。

(公表)

第6条 協議会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

非常勤役員の費用弁償の額	日額 2,000円
--------------	-----------

別表第2（第3条関係）

会長である非常勤役員の報酬の額	月額 20,000円
-----------------	------------

別表第3（第4条関係）

常勤役員の 報酬月額	常務理事	協議会職員給与規程第11条に規定する別表第1 において職務の級が5級の再任用職員の給料月額 で、再任用職員の例により算出した額
---------------	------	---

別表第4（第4条関係）

常勤役員の 賞与	常務理事	協議会職員給与規程第27条及び第28条に規定 する期末手当及び勤勉手当で、再任用職員の例に より算出した額
-------------	------	---

別表第5（第4条関係）

常勤役員の 退職手当	常務理事	協議会職員退職手当規程に規定する退職手当で、 同規程第3条に定める全国社会福祉団体職員退職 手当積立金約款の規定により算定した額
---------------	------	--